

国史跡の指定について

教 育 文 化 課

史跡等の指定「徳島県関係分」について

1. 答申の概要

文化審議会（会長 佐藤^{さとう} 信^{まこと}）は、平成30年6月15日（金）に開催された同審議会文化財文科会の審議・議決を経て、文化財指定について文部科学大臣に答申しました。この中に、1件の徳島県関係指定物件が含まれています。

なお、今回の指定で、本県での国指定史跡は11件となります。

○新指定「板東俘虜収容所跡」

所在地 鳴門市大麻町^{おやまだに}桧字尾山谷6番地1他 計20筆

2. 板東俘虜収容所跡について

鳴門市大麻町桧に所在する板東俘虜収容所跡は、第一次世界大戦における日本とドイツが中国青島で交戦した「日独戦争」により捕虜となったドイツ兵を収容するため、1917(大正6)年4月から1920(大正9)年4月までの間設置されていた収容所跡である。

1千名余りが収容された収容所では、所長の^{まつえとよひさ}松江豊壽の計らいにより、捕虜の自発的な活動が大いに認められたことで、文化・スポーツ活動や生産・営業活動、そして地域住民との交流が活発に行われている。中でも、ベートーヴェン作曲「交響曲第9番」、通称「第九」が捕虜たちによりアジアで初めて演奏されたことは、当収容所における象徴的な出来事である。

指定地内には、^{しょうしや}廠舎や製パン所等、収容所内の構造物を示す遺構が良好に残り、また、鳴門市ドイツ館に残る豊富な捕虜の文化的活動等を物語る文字資料や写真からも、遺構の性格が詳細にうかがえる。

このように、板東俘虜収容所跡は第一次世界大戦に関する遺跡として希少なものであるとともに、交戦国間における文化交流を象徴する遺跡として重要である。

3. 経緯について

収容所は閉所後、日本陸軍の演習場施設として使用され、第二次世界大戦後は一部が民間に払い下げられ住宅地となったが、昭和53年に鳴門市ドイツ村公園として、収容所当時から残る構築物を部分的に残し現在に至っている。

平成19～23年度に鳴門市教育委員会が発掘調査を実施し、^{しょうしや}廠舎や製パン所等、収容所内の構造を示す遺構が良好に保存されている。





当時の全景（北西から）

※提供 鳴門市ドイツ館



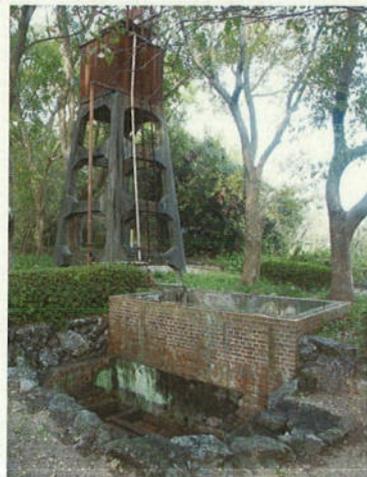
しょうしゃ
廠 舎第5棟跡 建物基礎



製パン所跡 ^{かまど} 竈基礎



第1 将校棟跡 建物基礎



第2 給水施設と引揚者住宅時の給水塔